

※参酌すべき基準と異なる箇所については、下線・太字で表示しています。

参酌すべき基準	改正（案）
<p>下水道法施行令 (昭和34年4月22日号外政令第147号)</p>	<p>流山市下水道条例</p>
	<p>目次 第1章 総則（第1条－第3条） 第2章 排水設備の設置等（第4条－第7条） 第3章 排水設備等の工事の事業に係る指定（第8条－第8条の9） 第4章 公共下水道の使用（第9条－第15条） <u>第5章 公共下水道の構造の基準（第16条－第18条）</u> <u>第6章 都市下水路の構造及び維持管理の基準（第19条－第20条）</u> <u>第7章 雑則（第21条－第33条）</u> <u>第8章 罰則（第34条－第36条）</u></p> <p>附則</p>
	<p>（趣旨） 第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の政令で定めるもののほか、公共下水道及び都市下水路の設置、<u>構造の基準</u>、管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（公共下水道又は流域下水道の構造の基準） 第五条の七 法第七条第二項（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道<u>又は流域下水道</u>の構造の基準は、次条から<u>第五条の十一</u>までに定めるところによる。</p>	<p>第5章 公共下水道の構造の基準 （公共下水道の構造の基準） 第16条 法第7条第2項に規定する<u>条例</u>で定める公共下水道の構造の基準は、次条及び<u>第18条</u>に定めるところによる。</p>
<p>（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準） 第五条の八 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第五条の十において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。 二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び</p>	<p>（排水施設の構造の基準） 第17条 排水施設の構造の基準は、次の各号に定めるとおりとする。 （1） 堅固で耐久力を有する構造とすること。 （2） コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸</p>

地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。

三 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

（排水施設の構造の基準）

第五条の九 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 排水管の内径及び排水渠の断面積は、国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事。

二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

三 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

四 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

五 ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマ

透させる機能を有するものとする事ができる。

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして別表第3に定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の別表第4に定める措置が講ぜられていること。

(6) 排水管の内径及び排水きよの断面積は、次に定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事。

ア 排水管の内径の数値は100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル）

イ 排水渠の断面積の数値は5,000平方ミリメートル

(7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(8) 暗きよその他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(9) 暗きよである構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管きよの清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(10) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

<p>ンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。</p> <p><u>六 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。</u></p> <p>【平成16年3月12日国土交通省告示第262号】</p> <p>下水道法施行令第五条の九第一号の国土交通大臣が定める排水管の内径の数値は百ミリメートル(自然流下によらない排水管にあつては、三十ミリメートル)とし、同号の国土交通大臣が定める排水渠の断面積の数値は五千平方ミリメートルとする。</p>	
<p><u>(適用除外)</u></p> <p><u>第五条の十一 第五条の六の規定は、前三条の規定の適用について準用する。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>第五条の六 <u>前二条</u>の規定は、次に掲げる公共下水道又は流域下水道については、適用しない。</p> <p>一 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道又は流域下水道</p> <p>二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道又は流域下水道</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第18条 <u>前条</u>の規定は、次の各号に掲げる公共下水道については、適用しない。</p> <p>(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道</p> <p>(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道</p>
<p>(都市下水路の構造の基準)</p> <p>第十七条の十 第五条の八、第五条の九(第六号に係る部分を除く。)及び第五条の十一の規定は、法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の構造の基準について準用する。</p>	<p>第6章 都市下水路の構造及び維持管理の基準</p> <p>(都市下水路の構造の基準)</p> <p>第19条 前2条の規定は、法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造の基準について準用する。この場合において、前条中「公共下水道」とあるのは「都市下水路」と読み替える。</p>

<p>(都市下水路の維持管理の基準) 第十八条 法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。 (1) <u>しゅんせつ</u>は、一年に一回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。 (2) 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、一月に一回以上行うこと。</p>	<p>(都市下水路の維持管理の基準) 第20条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。 (1) <u>しゅんせつ</u>は、1年に1回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。 (2) 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、1月に1回以上行うこと。</p>
	<p>※以下、章及び条変更であるため条文省略</p> <p>第7章 雑則 (改善命令) 第21条 ~ 第33条</p> <p>第8章 罰則 (罰則) 第34条 ~ 第36条</p>
<p>【下水道法施行規則第四条の三】 (生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設) 下水道法施行令第五条の八第三号に規定する国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設(これらの施設を補完する施設を含む。)とする。 一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの 二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの</p>	<p>別表第3 (第17条関連)</p> <p>第17条第3号に規定する生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして定める排水施設は、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの ア 下水道法施行令第6条に規定する基準 イ 大腸菌が検出されないこと ウ 濁度が2度以下であること</p>

- イ 令第六条に規定する基準※1
- ロ 大腸菌が検出されないこと
- ハ 濁度が二度以下であること
- 三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

※1 下水道法施行令第六条においては別添資料1を参照願います。

【平成17年10月26日国土交通省告示第1291号】

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第五条の八第五号（同令第十七条の十において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国土交通大臣が定める措置を次のように定める。

（耐震性能）

第二条 重要な排水施設及び処理施設（これに補完する施設を含む。以下同じ。）の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

- 一 レベル1地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。
- 二 レベル2地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理施設の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

2 その他の排水施設の耐震性能は、前項第一号に定めるとおりとする。

（下水道法施行令第五条の八第五号の国土交通大臣が定める措置）

第三条 下水道法施行令第五条の八第五号の国土交通大臣が定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものと

（3）前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

別表第4（第17条関係）

第17条第5号の別表第4で定める措置は、前各号に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- 1 排水施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- 2 排水施設の周りに側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- 3 排水施設の伸縮その他の変形により当該排水施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可とう継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- 4 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、排水施設の耐震性能を確保するために必要と認められる措置

備考

して次に掲げる措置とする。

- 一 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第四号に同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設及び処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- 二 排水施設及び処理施設の周りに側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- 三 排水施設及び処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設及び処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- 四 前三号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

1 この表における排水施設の耐震性能は次のとおりとする。

(1) 重要な排水施設の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

ア レベル1地震動（施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

イ レベル2地震動（施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有す地震動をいう。）に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理施設の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

(2) その他の排水施設の耐震性能は、前号アに定めるとおりとする。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設（これに補完する施設を含む。以下同じ。）をいう。

ア 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられている排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な施設

イ 破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が困難であると見込まれる排水施設

(2) その他の排水施設 前号に定める排水施設以外の排水施設をいう。